

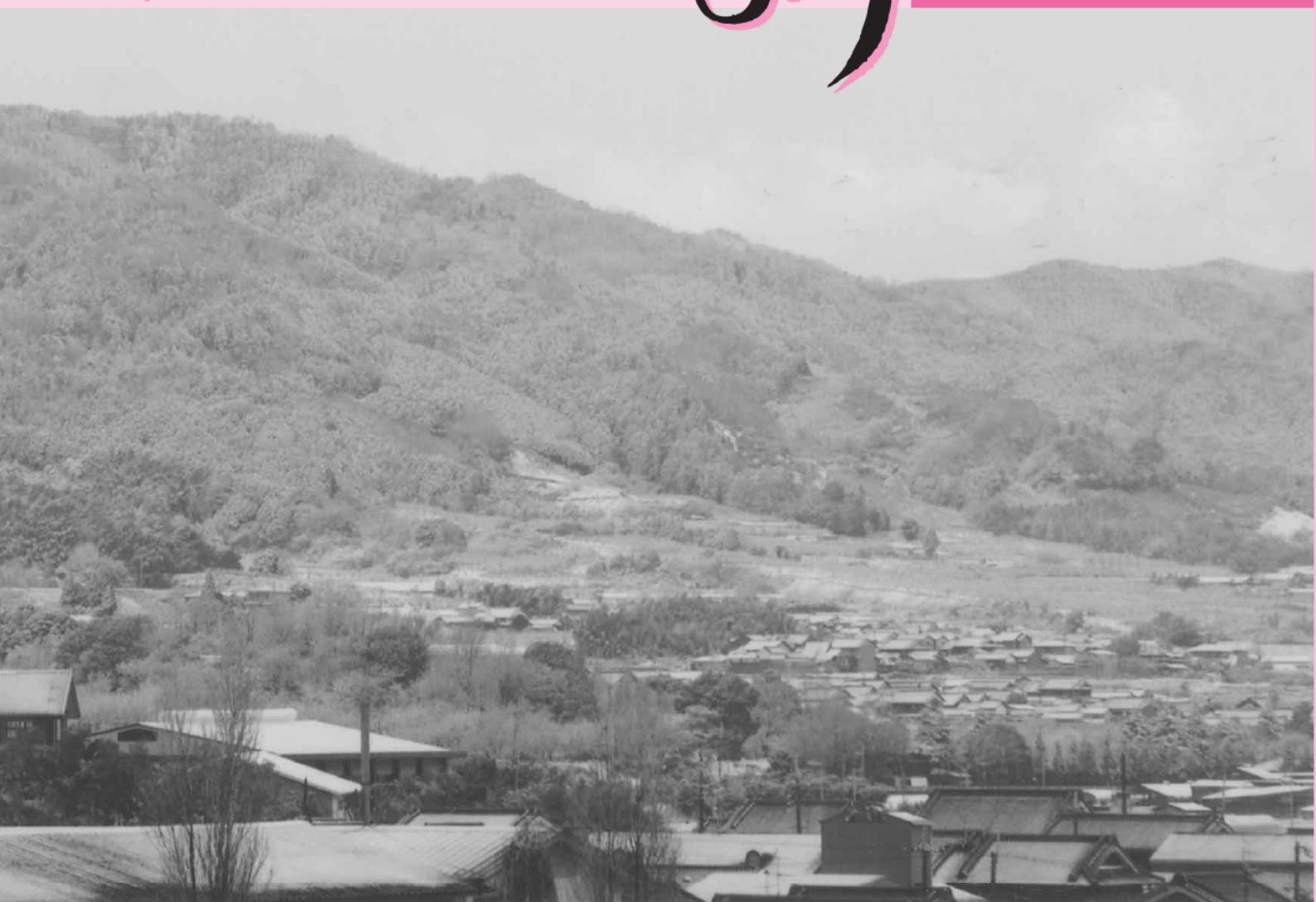
てんり

市議会により

■発行:天理市議会
■編集:議会広報編集委員会
<http://www.tenri-gikai.jp/>
〒632-8555
天理市川原城町605
TEL.0743-63-1001
FAX.0743-63-4502

NO.43

2008年 2月15日



(市役所6Fから大和青垣の山々を望む)

暦の上では立春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いています。あたり一面、うっすらと雪化粧した大和青垣の山々。

もうすぐ山すその山の辺の道にも春の息吹を運び、行き交う観光客に一時の安らぎを感じさせてくれることでしょう。

CONTENTS

12月定例会	2
議員の出席状況ほか	3
12月定例会(一般質問)ほか	4~7
委員会審査の概要ほか	7
意見書(要旨)ほか	8
議員定数等検討委員会報告	9
とびっくすほか	10

12月定例会

一般会計補正予算など可決

平成19年第4回定例会は、12月6日に開会し、平成19年度天理市一般会計補正予算（第6号）をはじめ条例の一部改正など多数の重要な案件を審議し、全て原案どおり可決し、19日閉会しました。



6日の本会議では、会期を20日までの15日間と決めた後、議事日程に入り、閉会中の継続審査となつていた安全・安心のまちづくり推進特別委員会の経過報告

を了承後、報告・承認案が上程され、いずれも原案どおり承認しました。

次に平成19年度一般会計補正予算（第6号）ほか条例の改正など11議案について市長から提案説明があり、1日目を散会しました。

その後、人権擁護委員の推薦についての諮問案が上程され、吉田町の畠中幹雄氏を承認しました。続いて、請願「土地開発公社経営健全化のために取得した用地の利用について」は、1議員からの賛成討論の後、採決の結果、不採択となりました。

再開された10日の本会議では、3議員からの一般質問に続き、上程された12議案を各常任委員会に付託し、2日目を散会しました。

11日から14日までの間に各常任委員会が開かれ、それぞれ付託された議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

再開された19日の本会議では、発言の取消し申出を許可後、3議員からの一般

再開された19日の本会議では、発言の取消し申出を許可後、3議員からの一般

最後に決議案5件（8・10ページ意見書要旨掲載）が上程され、いずれも原案どおり可決し、本定例会を開会しました。

会派構成表(届出順)

○幹事長 ○副幹事長

平成19年11月5日現在

無会派の議員は下記のとおりです

ニ ュ ー ホ ー フ	クリエイティブ天理	新 風 会	会 派 名 称
3	6	4	人 員
榎堀 飯田	◎廣井 中田	◎北田 今西	◎寺井 西辻
秀樹 哲雄	洋司	利光 康世	◎加藤嘉久次 正則
荻原 松井	松井 真理子	三橋 保長	○大橋 佐々岡典雅 堀田 佳照 基之
文明	猛		○東田 平井 匡弘 守

豊かで、安心して暮らせる まちづくりを目指して



議長 北田 利光

希望に満ちた輝かしい新春を健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、市議会に深いご理解とご協力、温かいご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

市議会では、昨年4月の統一地方選挙による新体制のもと、天理市政発展のため努力を重ねてまいりました。

地方分権下の現在、地方自治の責務は誠に重要であり、議会の果たす役割も極めて大きくなっています。

本年も行政との連携を密にしながら、皆様のニーズにこれまで以上に対応できるよう、努力いたします所存であります。

また、昨年6月、本市議会では『議員定数等検討委員会』を設置し、議員定数・報酬・政務調査費についての議論を基本に、3回の「議員定数等を市民と共に語る集い」を開催するとともに議会の活性化、市民に身近な議会、開かれた議会について協議し、豊かで安心して暮らせるまちづくりに向け邁進いたしております。

どうか、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、皆様にとって幸多き年でありますよう、心から祈念申し上げます。

議員出席状況(平成19年1月～12月)

※9月定例会以降1名減

議 会	委員会等の名称	人員	会議日数	出席延人員	委員会等の名称	人員	会議日数	出席延人員
	定例会(本会議)	※20	12	232	臨時会(本会議)	20	1	19
	常任委員会(4委員会)	※5	16	78	議会運営委員会	6	20	117
	議会広報編集委員会※5月臨時会以降は6名	7	12	65	予算審査特別委員会	9	1	9
	安全・安心のまちづくり推進特別委員会	9	4	36	決算特別委員会	9	1	9

※会議等が開催されていない委員会などについては省略しています。

行 政 委 員 会 等	委員会等の名称	人員	会議日数	出席延人員	委員会等の名称	人員	会議日数	出席延人員
	監査委員	1	27	24	社会福祉事業団理事・評議員	1	3	2
	山辺広域行政事務組合議会	7	3	19	社会福祉協議会理事会	1	3	3
	農業委員会	3	12	33	社会福祉協議会評議員会	1	3	2
	表彰審査委員会	2	2	4	シルバーカー人材センター理事会	1	3	3
	暴力団排除推進協議会	1	1	1	てくてくてんりウォーキングフェスタ実行委員会	1	4	4
	天理山辺防犯協議会理事会	1	1	1	都市計画審議会	5	1	4
	生活安全推進協議会	1	1	1	育英会	1	1	1
	天理山辺交通対策協議会	1	3	2	公民館運営審議会	1	3	3
	国民健康保険運営協議会	2	2	4	社会教育委員会議	1	4	3
	人権教育推進協議会	1	16	16	「天理っ子」育成推進本部委員	1	1	1
	人権ネットワーク会議	2	4	3	史跡赤土山古墳整備委員会	1	1	1
	男女共同参画プラザ運営審議会	1	2	2	青少年健全育成天理市民会議	1	5	4
	民生委員推薦会	2	3	6	文化センター運営審議会	2	1	2
	介護保険事業等推進協議会	1	3	2	明るい選挙推進協議会	1	1	1
	地域包括支援センター運営協議会	1	4	4	休日応急診療運営協議会	2	1	2

防災ガイドマップづくりについては、災害発生時における市民への周知方法及び生徒、児童への対応を十分協議されるよう要望してあります。

防災協力事業所は、昨年9月5日三笠コカ・コーラボトルリンク㈱との協定の締結により、市庁舎に災害対応型自販機を1台設置されましたが、長柄体育館にも1台設置されました。

また、災害時における燃料の優先供給について、奈良県石油商業組合天理支部と12月5日に協定の締結を完了されました。

天理教会本部への協力依頼では、引き続き避難所等の協力について、また今後、防災倉庫や備蓄物資の確保、職員の配備計画等についても協議を進めている。やかたや研修センター等の協力について更に協議されるよう要望してあります。

また、シャープ㈱天理工場では、空き家独身寮およびグラウンドの利用について、あおむね了解を得ている。

なお、防災協力事業所登録制度の導入については、11月1日より登録制度要綱を施行すると共に、事業所への趣旨説明と協力依頼を行い、またホームページ等により募集したところ、6事業所からの協力申し出がありました。今後、耐震水道管の敷設やゴミ処理方法等協議されるよう要望してあります。

また、自主防災組織の結成について、100組織の整備、結成に向け取り組まれており、現在35組織が結成された。更なる組織の充実を図り、地域防災力の向上に努められるよう、要望してあります。

次に、防災ボランティア組織の構築については、「天理市安全・安心ボランティア活動連絡会議」の設置に向け、

安全・安心のまちづくり推進特別委員会 (委員長報告)要旨

各校区で安全部会が開催されており、今後も引き続き残る各校区で開催されます。

また、「天理市安全・安心メール」の運用状況では、登録件数は現在、1,034件で、情報配信件数は15件で、配信サービスのより一層の啓発と、地域防犯活動の推進及びボランティアリーダーの育成並びに防犯意識の高揚に更に努められるよう要望してあります。

次に、子どもたちの視点での地域安全マップづくりについては、総合的な学習の時間を活用して、小学校ごとに様式を統一して、「共有安全マップ」も作成され、今後、全小学校で実態に沿ったマップに見直されていきます。地域やP.T.A等関係機関と連携を密にし、より完成度の高い「共有安全マップ」を作成されるよう要望してあります。

最後に、コミュニティバスの導入については、平成20年度の試行運行開始に向けてのアンケートによる事前調査の報告があり、市全体としての交通利用の実態・住民のニーズ・需要の見込み等を十分に把握され、再度検討を加えられるよう強く要望してあります。

また、去る10月2日に岩手県花巻市の「自主運行バスの導入の経緯・経過及び運行状況について」、3日に奥州市の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について」、4日には、一関市の「児童生徒の安全確保について」視察いたしました。

以上、経過報告といたします。なお、「防犯ボランティア組織の構築について」及び「子どもたちの視点での地域安全マップづくり」は、本委員会の設置目的が達成したとの意見で、最終報告といたします。

なお、「防災ガイドマップづくりについて」及び「コミュニティバスの導入について」は継続審査となりました。

るが、9月議会以降の進捗状況は。

答 7人の弁護団を発足し、法的な面での足元固めに着手している。

(市長)

大和郡山市は、自治基本条例策定に委員を市民公募した。自治基本条例は、総合計画を規定する上位規範になる。本市の総合計画も、市民参加の基本条例の策定を期待するが。

(市長)

全国では、基本条例の取り組みが数多くあるが、その点検も行ないつつ、計画倒れにならないようにしていきたい。

(市長)

加藤嘉久次 議員

土地開発公社の経営健全化策について

問

現消防署の南側にある市開発公社所有の土地約900坪を買い戻しさらに、周辺の土地約900坪を買い増して、山辺広域行政事務組合の事務所と天理消防署が移転することに決まった。そして、

開発公社から買い戻した土地は山辺広域事務組合に無償で貸し付けることを宣言された。

昭和50年に山添消防署、昭和60年に磯城消防署を建築しているが、その当時は各市町村が応分の負担をしてきた。当時、本市の負担割合は43%であつたが、今回なぜ74%もの負担をしなければならないのか。

(市長)

議会で土地の買戻しが実現できれば、20年2月の広域議会で議論していただきたい。今も現に、本市所有の土地を他の広域の町村に使つてもらつている。土地開発公社の借入れ金を減らす努力をしながら、新たな活用方法も考えていきたい。

(市長)

交通バリアフリーについて

荻原 文明 議員

問

9月議会で本市の買い戻しされた土地が使われるなら、その庁舎を敷地の一部として無償貸し付けすると広域議会では意見は統一している。しかし、9月議会の最終日前に、消防署用地としては、まだ候補地のことにより、移動、施設利

1つであると聞いた。議員の多くには消防署用地、だから賛成してほしい。一方、一部の議員には消防署用地の候補地の1つだから賛成してほしいと言われた事実があるが真相はどうか。

答 ある時点では候補地の1つであった。しかし他の土地は金額が合わない。しかし協議を重ねる中で、今買い戻した土地（旧中央保育所建設用地）の使い道が決まれば、広域関連の施設ができ現消防署の土地は、今後本市の財政に何らかの貢献できるものと考えている。

(市長)



用の利便性・安全性の向上を図ること」を目的としている。JR、近鉄の駅を含む基本構想を作成することにしており、求められているが、どう考へるか。

次に、ハンドル形電動車いすの鉄道利用は補装具費支給決定通知書の提示が必要となつた。JR、近鉄に

対して通知書が無くても従来通り乗車できるよう求め

るが、市長が交付する決定通知書をどう考へるか。

答 天理駅を中心安心歩行エリアを設定し、市道や公共施設等で、できる限りのバリアフリー化に努めて

20年4月から75歳以上の高齢者を対象に実施される後期高齢者医療制度は、平均年額保険料8万4千3百円を徴収する等過酷な負担増となり、見直しや中止を求める声が出ている。

後期高齢者医療制度について

問

国民健康保険も見直され、国は保険料限度額を本市の現行限度額の59万円から68万円に引き上げることになる。さらに、料率の見直し、応能割と応益割の負担割合の見直しが行われると低所得者の負担が一層増える。

きた。ハンドル形電動車いすの乗車の可否は、公共交通機関が判断することになっている。決定通知書の発行は、身体障害者更生相談所で判定し、許可された人に発行している。判定されていない人に発行するのは現時点では距離があると考へている。

産手当金の支給についての考え方。

答 後期高齢者医療制度の財源は、被保険者の窓口負担を除き、医療給付費の1割を保険料、5割を公費、4割を現役世代が負担することになっている。国民健康保険の場合には、支援金の一部を保険料として徴収することになる。国民健康保険料は上がり、低所得者等に対する保険料軽減は、現行よりも一步進めた軽減制度の導入を検討している。

傷病手当金等は今後の検討とさせていただきたい。

(市民部長)

平井 守 議員

来年度の予算編成方針について

問 11月15日号の『市長から手紙』において、予算編成方針の骨子について、

今年度の当初予算に比べ8億円の減額になるが、その

理由は何か。

答 三位一体の改革の影響によるを計つて出を制す」ことになるものである。(市長)

問 各部局の予算を枠配分する方法は、大きな変革になるが、その趣旨は何か。

答 予算編成にあたり、各事業担当部局がいわゆる経営感覚を持つて事務事業の再編、整理や集中などに向かって創意工夫を凝らすことである。

問 制度改正や災害関連など以外は原則として年度途中の補正予算は行わないと書かれたが、ではこれまでの補正是一体何だったのか。

答 例えば9月議会などで公有地の買い戻しに6億円をかけたことなどはどう考えられるのか。

問 例えれば、グリーンテクノ用地の買い戻しの経過は議員もご承知のとおり。自戒の思いも込めて、年度途中の補正是真にやむを得ないものに絞りたい。(市長)

土地開発公社の健全化に向けて

千万円という答えである。さらなる財政支出を伴うことなく解決できる方策を引き続き模索していきたい。

(市長)

榎堀 秀樹 議員

土地開発公社経営健全化のため買い戻した土地の活用と経常収支比率から見る本市の今後について



だけるものと確信している。かねてから各町村長とはいろいろ意見交換を進めており、また9月議会で議決をいたいている。(市長)

問 8月の広域定例議会において市民の方々より移転候補地の選定に当たっての請願書が出されたが、この墓地公園という案などアンケート調査をされたが、需用量的に厳しい状況であるという結果であきらめざるを得ないので。

答 墓地公園にするには更に数十億円かかる。断念せざるを得ないかも。(市長)

問 福住の土地をこのまま放置しておけないので、今年度から15年間かけて毎年2億円で合計30億円を支払う返済計画を立てられたが、財政状況の改善のためにも売却してはどうか。

答 予想される東海・東南海沖地震に備えて一日も早く進めた。現に抱えている負債の部分を整理し、

有効活用することが本市の果たす役割だと考えている。(市長)

問 周辺地権の方々にも用地が決定すれば対応しても良いとの感触を得ている

との報告ですが、その交渉はどの課が行つたのか。

答 周辺の地権者等の意向など情報収集するよう私が消防署に指示した。(市長)

問 現消防庁舎の今後の活用方法などどう考えるか。

答 建設されれば、並行して今後の活用を考えていきたい。

(市長)

問 広域消防用地に無償提供すると多くの税金が焦げ付くだけで市民の負担が大きくなるが。

答 この土地は本市の過去の確定した負債である。これを活用しないで新たに別の場所で土地を買うのは、さらに新たな投資につながることをご理解いただきたい。

(市長)

問 9月議会で土地買い戻し議案を可決後、この用地活用の話をするのが筋道だと思うが、先に広域定例会で報告されたのは手順が違うのでは。

答 数年来、広域市町村間で意見交換を重ねている。

(市長)

常任委員会審査の概要

文教民生委員会

可決された議案

● 平成19年度老人保健特別会計補正予算(第2号)

「内容」歳入歳出とともに998万8千円の増額。歳出の内容は医療費支給費で、歳入は医療費交付金及び医療費負担金等で充当。

市民経済委員会

可決された議案

● 平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

「内容」歳入歳出とともに155万4千円の増額。歳出の内容は人件費で、歳入は、一般会計繰入金等で充当。

● コミュニティセンター条例の一部改正

「内容」センターの使用料を徴収するにあたり所要の規定を整備するもの。

● 売買代金請求事件に関する

る調停案の受諾

「内容」調停中の事件について調停案を受諾するもの。

意見・要望

○ 御経野地区環境改善事業の所期の目的や実施の経過等再確認されるよう要望。

建設水道委員会

可決された議案

● 平成19年度大和都市計画下水道事業特別会計補正予算(第2号)

「内容」歳入歳出とともに118万2千円の減額。歳出の内容は人件費等の減額及び工事請負費の増額補正で、歳入は一般会計繰入金で調整。

改正

「内容」個人の市民税及び固定資産税の前納報奨金制度に不公平感が生じているため本制度を廃止するもの。

● 手数料条例の一部改正
「内容」租税特別措置法の改正に伴い規定を整備するもの。

● 奈良県市町村会館管理組合の解散

「内容」事務の効率化、管理運営に係る経費の削減等を図るため、整理統合し、新たに奈良県市町村総合事務組合を設立するもの。

● 奈良県市町村会館管理組

億143万2千円の増額。
歳出の内容は、人事異動等に伴う人件費の調整、心身障害者及び母子家庭への医療助成費、芭原町産業廃棄物処分場県設置許可に係る請に要する経費、市道兵庫西門川線鋪装工事費、都市計画街路北大路線及び勾田櫻本線の用地購入費等で、歳入は、国・県支出金及び市債等で充当。

● 財産の無償貸付け
「内容」地域住民の利便性向上を目的として、芭原町で建設中の携帯電話の移動通信用鉄塔をNTTドコモ関西に無償貸付けするもの。

意見・要望

○ 芭原町の産業廃棄物処分場に係る行政不服審査請求の裁決要請等に要する経費について予算執行には、今后の展開も勘案しながら、十分協議するとともに「天理の環境と命を守る会」、市議会及び行政がより連携を密にし、取り組まれるよう強く要望。

● 前納報奨金制度の廃止について市民への周知には万全を期されるとともに税の公平性確保及び収納率の向上に努められるよう要望。

● 携帯電話の不感地域の解消に引き続き努められるよう要望。

合の解散に伴う財産処分
「内容」同管理組合の財産を処分するもの。

● 奈良県市町村総合事務組合への加入

メディカルコントロール体制の充実 を求める意見書（要旨）

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数（平成18年）は、523万件余に上ります。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医および救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール（M C）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインM C）体制の整備が求められています。

救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきであります。

以上のことから、下記の項目について国は早急に実施するよう、強く要望致します。

記

1. 全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること
 1. メディカルコントロール協議会を充実させる為の財政措置の増大を図ること
 1. オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること
 1. 救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること
 1. 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること

介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書(要旨)

介護保険がスタートし、7年が経過した。必要な介護が受けられない、虚偽の指定申請及び人員基準違反など介護報酬の不正請求などの問題も起きており、制度見直しの必要性も出ている。特に、介護の人員確保が進まず、深刻な人員不足によってサービスの質の低下、事業所の縮小・閉鎖という事態が広がっていることに対しては、早急に取り組まなければならない。

「安・長・重」（賃金は安く、長時間労働、重労働）と揶揄される労働環境を改善し、職業としての魅力を高めなければさらに離職率は高くなり、介護職等を目指す人も少なくなり、国民は必要な介護なども受けられなくなる。待遇改善は「基本指針」でも明確に示されており、その実現を国、地方自治体、事業主が責任を持ち、取り組まなければならない。

よって、国、県におかれましては、「基本指針」を実現するための介護報酬の改善はじめ、必要な財政措置など実施していくだくことを強く求めます。

教育予算の拡充を求める意見書（要旨）

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるように少人数教育が実施されており、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

しかし、義務教育基金国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあり、また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

そのため、政府においては以下の事項を実施するよう要望します。

記

1. きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
 2. 義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
 3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
 4. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書（要旨）

「婚姻の解消若しくは解消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と「嫡出推定」の規定を定めています。もともとは法律上の父親をはっきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えば、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後300日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となっている方がいます。

そうした方々の救済のため、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の1割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースです。やむを得ない事情を抱えて離婚手続きに時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっています。

よって政府におかれましては、子どもの人権を守るために離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては、現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう、強く求めます。

26日 安全・安心のまち
づくり推進特別委員会
議会運営委員会

市議会の主な動き

- ・他議会から視察に(1月～2月)
- ・岩手県一関市(1月29日)
出前保育について
- ・岐阜県関市(2月13日)
窓のハンド事業について

『議員定数等検討委員会』審議経過報告

委員会設置から現在までの経過

平成19年6月11日 議員定数等検討委員会を設置（9人）

7月5日 第1回検討委員会

8月18日 第1回「市民と共に語る集い」（講師：井下田猛氏／テーマ：議員定数問題を検討する）

9月29日 第2回「市民と共に語る集い」（講師：岡本光雄氏／テーマ：いま、改めて「市民・議会・議員」を考える）

第3回「議員定数等を市民と共に語る集い」を開催 !!

10月27日、45名が参加し「住民と議員による公開討論会」と題して、第3回『集い』を開催した。今回は講師による講演及び基調提案はなく、市民と議会をより身近なものとするため、参加者と議員との対面方式による意見交換を行った。定数、報酬、政務調査費、そして議会改革について、参加者から意見や質問等が出され、議員と活発な意見交換の場となった。



第2回「議員定数等検討委員会」を開催 !!

11月7日、第2回「検討委員会」を開催し、これまで3回開催した『市民と共に語る集い』及びアンケート結果について、また、定数、報酬、政務調査費そして議会改革についても各委員より意見を聴取した。

最後に、各議員又は会派からそれぞれの考え方、見解を意見書として提出することで、次回、12月21日は初の“夜間委員会”を開催することが決定した。

議員・会派より意見書を提出 !!

12月19日に各議員、各会派から定数・報酬・政務調査費・議会改革についての意見書が提出された。

初の“夜間委員会”となった第3回「議員定数等検討委員会」を開催 !!

12月21日、午後6時30分から本市議会では初の夜間委員会として、第3回「検討委員会」を開催し、15名の傍聴があった。

なお、協議された内容等は下記のとあります。

◎提出された意見書について、各委員からそれぞれの趣旨説明の後、質疑等を行い、その後、3回開催した『市民と共に語る集い』の内容やアンケートを軸に、委員長が中間報告(案)の作成を行い、次回（第4回）「検討委員会」にて協議することが決定した。



第4回「議員定数等検討委員会」（夜間委員会）を開催 !!

去る2月8日、午後6時30分から、2回目の“夜間委員会”として第4回「検討委員会」を開催し、中間報告（案）等について協議した。なお、詳細については次号（5月15日号）にて掲載の予定です。



◎『市民と共に語る集い』の議事録や検討委員会の資料が必要な方は、議会事務局へ申し出てください。
(郵送希望の方は送料が別途必要です。)

常任委員会、特別委員会など議事進行を円滑に、かつ傍聴の皆様にも重要な審議をより聞き取りやすくするため、新たにマイクシステムを導入しました。

委員会開催については、市議会ホームページにも掲載しています。



(6階 委員会室)



是非、傍聴にお越しください



産業廃棄物処理施設の設置許可取り消しを求める意見書（要旨）

菅原町地内において、産業廃棄物の安定型埋立最終処分場を建設すべく、事業者より平成10年6月15日県に設置許可申請がなされ、平成13年2月20日付けで設置許可されました。

当該施設は、本市の水道水源である天理ダムの上流に位置し、計画地周辺の地質と水質の両面から、天理ダムへの汚染の不安はぬぐい去れないものがあり、計画当時から、市民の間には不安が募り、強い設置反対の気運が高まりました。

市議会においては、市民の意思を受け、平成12年9月に「産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書」を、平成13年3月には「産業廃棄物処理施設の設置許可の撤回を求める決議」をそれぞれ採択し、設置反対を訴えてまいりました。

県議会におかれましても、7万天理市民の願いをお汲み取り頂き、平成12年10月に「産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願」を採択いただいたところあります。

さらに、市民運動の広がりのもと「天理の環境と命

を守る会」が結成され、市民一丸となりその総力を挙げ、国及び県に対し、設置許可取り消しを求めての陳情や抗議行動等も重ねてまいりました。

また、平成13年4月19日には、天理市長、天理市水道事業管理者及び住民より、それぞれ環境省に対し許可取り消しを求める行政不服審査請求が提起されました。その間、6年10ヶ月が経過しておりますが、事業者は当該施設の準備作業と捉えている採石事業を、未だに完了されていない状況にあります。

なお、平成17年8月12日付、環境省から県へ発出された「行政処分の指針について」（通知）において、設置許可の取り消しについては、明記されているところであります。

よって、市議会は、本市の環境と命の水を守るため、県知事におかれましては、何卒すみやかに設置許可を取り消して下さいますよう、強く求めるものであります。

『全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。』あまりにも有名である世界人権宣言が国連で採択されて、今年は60周年の佳節にある。

国連は、「私たち全員のための尊厳と正義」をテーマに一年間かけて世界各地で60周年キャンペーンを開催し、今年は世界挙げての人権啓発の年になりそうだ。

昨今の社会を見れば、いじめ・児童虐待・高齢者虐待・DVなども一向に後を絶たず、グローバル化で競争激化が進む中、非正規労働者・パート・フリーターなどが激増し、看過できない状況にある。格差社会の進行は、「健康で文化的な最低限度の生活」（生存権＝憲法第25条）を侵害する人権問題の様相を呈している。

市議会も、人権啓発に努めるとともに、「生きてきてよかつた町天理」を目指す全力を尽くしたい。